

監事監査報告書

令和元年 5月25日

学校法人 明浄学院
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 明浄学院
監事 見鳥信吉
監事 榎家小鈴

私達は、学校法人明浄学院の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人明浄学院寄附行為第10条第2項に基づき、同法人の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）における、業務及び財産の状況について監査を行いました。

私達は、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人明浄学院の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以上